別紙1

2026年度輸出管理委員会活動検討結果

Ⅰ．2026年度の新規課題					
番号	課題案	理由	解決方法（案）	対応是非	対応方法
1	EL許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査	受理された後の許可までに時間を要した事例、断念した事例を収集し、事前に資料の収集や経営判断の指標にするため。	アンケート調査を実施し、対象国別に事例を収集。周知を行う。 （以下、補足） ①「時間を要した事例」の判断基準は受理後3か月以上。 ②調査対象：許可取得まで長期化した案件、申請後に断念した案件。 ③断念した事例、断念した主な理由として把握したい観点：受理後3ヵ月以上経過し、国・用途要件などで審査の長期化により、経営判断で断念した事例。把握したい観点は、経産省の審査で重要視しているボーダーライン。 ④調査結果の主な目的：リードタイム判断と経営層への説明資料。 ⑤本調査で有益な情報が得られたら、事例蓄積を想定。	中	当局の担当官により、受理された後から許可までに要する審査時間がバラバラであるのが実情。 本課題の発案者に課題内容を深堀してもらい、アンケートを実施する方向で、部会においてアンケート内容を検討する。
2	不可抗力（倒産、洪水、政府・地方自治体による強制退去など）による許可条件履行不能についての履行条件違反免除についての要望	数年前に移設検知装置のインセンティブとして議論した中で、本件は移設検知装置の有無に関わりなく広く捉えることができる内容のため、別途要望を行うというところまで決めたが、その後頓挫していると思われる。	移設検知装置とは関係なく、工作機械以外の案件でも利益を被るところがあると思われるため、CISTEC等に働きかけるのが合理的と考えるが、CISTECの賛同が得られない場合は日工会独自で要望を行うことも視野に入れた活動をしてはどうか。	低	CISTECに働きかけて様子を見る。結果によっては部会において検討する。
3	グレーゾーンに係る申告値の有効期限（18か月）の一部見直し	日本では2項優先判定になっているにも関わらず、2項該当、6項グレーゾーンとなった場合の申告値の有効期限はグレーゾーンの制約により18か月となっている。優先判定が該当なのに有効期限が付けられてしまうのは不合理と思われる。	本件は申告値が2項、6項を併記することを必須として登録していることが大きく関係していると考える。今後の2項UPR化、優先項番の見直しなど状況の変化が起きた場合にも対応できるように申告値を2項と6項に分離し、優先項番が該当の場合は優先項番のみの申告値を申請して、その有効期限を無期限とする。従来受理済の申告値については、優先項番（現状は2項）の該非を優先して期限を読み替えるように変更する。または、18か月経過したところで新制度に基づいて優先項番該当のみを申請することで有効期限が無期限になる場合を増やす。海外生産については、優先項番が2項である限り、2項がグレーゾーンになる場合にのみ18か月の有効期限が必要になってくると思われるため、対応できるのではと考える。	中	2項UPR化の一つのテーマとして、NSG会合の動向を見ながら、継続中Ⅱ-1と併せて検討する。
4	輸出管理におけるAIの有効活用	米商務省（BIS）が2025年9月に施行した「50%ルール（関連会社ルール）」に対応した顧客審査スクリーニングのように、従来のチェック方法では対応が難しくなってきている業務などに、AIが有効活用できるのではないかと期待。	解決方法（案）：有効活用に資するAIプロンプト集の作成・検証・共有 例：https://share.google/aimode/6nQbkpRHsupBRc8HC （以下、補足） ①現状課題（50%ルール対応の課題） ・現状、顧客取引審査の際にCISTECのCHASERを利用しているが、「50%ルール（関連会社ルール）」に対応できているのか不安。 ・担当者が資本関係まで詳細にチェックする工数を確保するのは困難。 ②AIへの期待 ・工数の削減 ・属人化の解消 ※精度向上はプロンプトの完成度が高ければ期待できるかも。 ③社内ルール・制約 ・業務で知り得た機密情報、未公開の技術情報、個人情報は質問に含めないこと ・生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似していないかの調査を行うこと ・AIの回答内容を鵜呑みにせず、別の視点から確認し、適宜修正すること ④プロンプト集の対象業務 ・取引審査において、 −SDNやEntity Listの50%ルール（関連会社ルール）に対応したチェック −武器・軍事用途関連の事業をしているという情報がないか探す ・該非判定の際、別表第一の貨物名への読み替えを行なって対象となりうる項番を表示 例：「インバータ」を「周波数変換器」にも読み替えて候補項番を表示 ・顧客からの依頼で作成する該非自主判定書の作成作業 など ⑤成果イメージ ・輸出管理業務の効率を上げるAI活用のための参考資料	中	AIは顧客審査（スクリーニング）には強いものの、該非判定には回答にバラツキが多く、AIを上手に学習させないと有効活用できない面が多い。また、AIプロンプト集の作成にはそれなりの専門性も必要であり、活動テーマとして挙げるにはハードルも高い。 よって、顧客審査（スクリーニング）時のAIへの指示内容や顧客審査等の事例を収集することに留める。

Ⅱ．2025年度からの継続課題						
番号	課題テーマ	2025年度の活動内容	2025年度の活動結果	2026年度への申し送り事項	優先順位	対応方法
1	2項において、現行のPAからUPRに規制が改正された時に備えて、現PA非該当機がUPR該当機になっても、現行並みの規制レベルになるようにしたい	2項UPR化に向けた対応を検討する(輸出許可申請数の増大、海外生産の可否、申告値の扱い等)。	部会として“PAを残す方向で検討する”方針を明確化し、UPR化の影響(海外生産・役務提供・輸出許可等)を継続議論した。当局安保国際室への訪問結果やNSG会合の動向も適宜共有した。	・前年度に引き続き、適宜当局へNSG会合の動向を確認し、2項UPR化に向けた対応を検討する。 (以下、意見等) ・経営インパクトのある変化点になるため、NSG協調路線を示しつつ、日本独自の判断基準を以て、現状に対するインパクトを最小限に留める。Ex)特別一般包括の適用で該当技術の海外提供を可能(維持)するなど。 ・継続案件ではあるが、当社にとっては規制強化の方向となるため、現行並みの規制レベルの維持に向けた議論をしたい。 ・ディスカッションペーパーをブラッシュアップして、UPR化になっても特一包括か、それと同等の輸出手続きを維持できるようにする。	高	適宜当局へNSG会合の動向を確認し、2項UPR化に向けた対応を検討する。
2	(継続中Ⅱ-12と併せて対応):数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	既存の継続テーマⅡ-12に含めて対応していく。	部会を中心にUPR化議論は進めたものの、5軸輪郭制御に関する規制の標準化の議論までには至らなかった。	数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化を検討する。	高	数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化を検討する。
3	2項UPR化後の各種手続き明確化及び簡素化	2項UPR化後の各種手続き明確化及び簡素化を検討する。	部会でUPR化議論の一環として、海外生産・役務提供・輸出許可手続きの影響を検討し、PA評価を残す方向で議論を整理した。	前年度の整理内容を踏まえ、2項UPR化後の各種手続きの明確化及び簡素化を検討する。	高	2項UPR化後の各種手続きの明確化及び簡素化を検討する。
4	貨物等省令第1条第十四号ロ(二)(三)、ハ(二)(三)の該非判定に関する課題解決	過去に作成されたディスカッションペーパーを日工会部会内で共有・活用可能かどうかを改めて確認いただくこととする。その確認結果を受けて、当部会として本件の検討を進める方針とする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。	折を見て(事務局のタイミング　以降は同じ)、進展を確認していく。	中	折を見て、進展を確認していく。
5	同時5軸輪郭制御が可能なNCプログラムに対するドイツの規制運用の確認と日欧ハーモナイズに向けた要望の実施	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	上記と併せて、当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。	折を見て、当局に進展を確認していく。	低	折を見て、進展を確認していく。
6	貿易外省令第9条第2項第十四号ホの解釈の明確化(同時輪郭制御軸数が5を超えるNCプログラムを5軸機に搭載した場合の適用可否の明確化)	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので当局との意見交換会の場を設けたい。	上記と併せて、当局安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。進展を確認中。	折を見て、当局に進展を確認していく。	低	折を見て、進展を確認していく。

7	当局安保ホームページQ&A（工作機械関係）の改訂に関する働きかけ	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。	2025年4月に提出。2026年2月に当局に対して再度提出。現在の法令に合っているかの再確認依頼あり。	2026年4月に実施された当局ホームページ内の安全保障貿易管理に関するQ&Aの見直し内容（新旧Q&Aの比較作業）を（事務局にて）確認中。	低	2026年4月に実施された当局ホームページ内の安全保障貿易管理に関するQ&Aの見直し内容（新旧Q&Aの比較作業）を（事務局にて）確認中。
8	NACCSの改善に関する要望の実施	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。 ・欧米のようにWAでの基準（6項）優先の考えの輸出令改正に導く。 ・「ろ地域」への輸出の際に、UPR該当でもPA非該当機には特一包括が使用できるような法改正に導く。	2025年4月に提出。2026年2月に当局に対して再度提出。現在の法令に合っているかの再確認依頼あり。	当局への要望内容が、現在の法令に合っているかの確認を行っていく。	低	当局への要望内容が、現在の法令に合っているかの確認を行っていく。
9	日工会発行文書の見直し 1.輸出管理業務運用ガイドライン 2.貨物等省令第15条又は第18条に該当する工作機械関連のプログラム及びその技術について	部会内で改定箇所および改定文言の検討・作成を行い、改定原稿を作成のうえ、日工会内での確認を経て、当局に対して査読を申し出る（従来どおりの手順に則り、対応を進める）。	2025年4月に当局に確認依頼。進展が見られないため、2026年1月末に当局に対して再度依頼したところ、1.のガイドラインについて3月に確認・査読を完了した旨通知あり。	部会内で2.の改定箇所、改定文言の検討・作成を行い、当局に対して査読を申し出る（従来どおりの手順に則り、対応を進める）。	中	部会内で2.の改定箇所、改定文言の検討・作成を行い、当局に対して査読を申し出る（従来どおりの手順に則り、対応を進める）。
10	申告値の有効期間の見直し	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 各社における対応状況を把握するためのアンケートの実施を検討する。実施頻度は半年ごとまたは年1回とし、調査項目は受付件数および該非認否の状況とする。	2025年1月に事務局より当局へ説明済だが、UPR化対応が優先課題となったため、部会としての具体的な意見交換には至らなかった。	折を見て、部会を通じて当局との意見交換を実施していく。	中	折を見て、部会を通じて当局との意見交換を実施していく。
11	国内中古機の不正輸出防止への対応	精度測定ガイドラインの改定作業を部会にて実施した上で、統一解答様式の活用を促すという対応順とする。	精度測定ガイドライン改定作業の基礎資料として、10月に上記Ⅰ-4のアンケートを実施し、相談件数・断ち切れ案件・チェックフォーム活用状況等を整理し、ガイドライン改定に向けた準備を進めた。	・中古工作機械製造者チェックフォームの実情に即した改善検討を行っていく。 （以下、意見） ・中古機輸出に関する問合せが増えつつあるため、アンケート調査の継続、当局（安保審査課、財務省関税局）からのフィードバック情報の展開共有。	高	・中古工作機械製造者チェックフォームの実情に即した改善検討を行っていく。
12	数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 なお、仮にNSGのUPR化が合意された場合、2項該当機に関する取り扱いが大きく変わる可能性があるため、その場合には速やかな対応が求められることを念頭に置いておく。	部会でUPR化議論は進めたものの、5軸輪郭制御に関する規制の標準化の議論までには至らなかった。	・折を見て、当局に進展を確認していく。 （以下、意見・要望） ・ドイツを含めたEU域内で、工作機械を再移設、再販売するために、国境を越えた場合でも、原則輸出国の輸出許可不要であるため、日本の外為法の規制と差異が生じている。 ・個別許可で輸出された機械は、再輸出の場合、事前同意相談が必要である。EU域内の国間での再移転、再販売については、条件（軍需用途でない場合は事前同意相談不要など）を付けられないか。 ・過去に、クロアチアが「ろ地域」であった時に、個別許可でクロアチアに輸出したが、クロアチアが「いの②地域」に変更があり、その後、クロアチア国内での再販売であったが、事前同意相談を必要とすることがあった。現地代理店から、EU加盟国同士なのに、貨物の移動ができないのは、合理的ではないと指摘があった。現時点で、具体的なアイデアはないが、日欧ハーモナイズの継続課題を検討する中で、アイデアを掘り下げていければと考えている。 ・規制運用の整理・共有を期待。最終的なアウトプットとしては、日本の外為法にEU間の物の移動の自由化を組み入れた規制にバージョンアップしたものが理想。	中	左記の意見・要望を踏まえながら折を見て、当局に進展を確認していく。
13	工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷の作成	従来どおりの手順に則って事務局でこれまでの資料（電子データまたは紙資料）を整理し、各委員へのチェック・作成箇所の割り振りを行ったうえで、全体で一斉に作業を開始する。	今年度はUPR化対応が優先課題となったため、作成に向けた活動に至らなかった。	2025年に施行の政省令改正及び各種規制変更に合わせて作成を実施する。	高	2025年に施行の政省令改正及び各種規制変更に合わせて作成を実施する。

Ⅲ. 輸出管理委員会の在り方、進め方、その他	
番号	意見、質問等
1	新たに議題としたい課題はありませんが、2項のUPR化等の継続中案件を優先的に議論してはと考えます。また、直近の法令改正に関して、これから実績が積み上がり、課題が出てくる事も考えられると思います。
2	テーマとして掲げられずとも、NSG会合の動向に応じた2項UPR化対応検討は引き続き最優先課題として捉えて参ります。
3	機械の廃棄、廃棄証明書のルール等についてまとめた資料は有りますか？環境省の廃棄物処理法を考慮、検討の必要性は有りますか？CISTEC賛助会員　未加入です。
4	輸出管理部会の資料・記録も開示されており、どのような議論が行われているのか把握出来る為、現状の進め方を踏襲して頂ければと存じます。
5	普段はWeb会議主体で良いと思いますが、年に1、2回は原則対面で会議ができるといいと思います。実施時期は個社の予算取りの関係があると思いますので、3Q以降か来年度以降でも良いかと思います。
6	既にリストにある「継続中」の案件をフォローすることで当社の現状としては十分であると考えています。